

議第 186 号

呉市立呉高等学校条例の一部を改正する条例の制定について
呉市立呉高等学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立呉高等学校条例の一部を改正する条例

呉市立呉高等学校条例（昭和 46 年呉市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(<u>授業料</u> の免除等) 第 4 条 休学中の者又はやむを得ない事情により、 <u>学費</u> の支弁が困難と認められる者に対しては、別に定めるところにより <u>授業料</u> の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。	(<u>授業料等</u> の免除等) 第 4 条 休学中の者又はやむを得ない事情により、 <u>授業料等</u> の支弁が困難と認められる者に対しては、別に定めるところにより <u>授業料等</u> の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条の規定による入学金の免除については、令和 2 年度以後に呉市立呉高等学校に入学する者から適用する。

(提案理由)

呉市立呉高等学校に係る入学者選抜料及び入学金を免除することについて、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。